

高山市環境基本条例（抜粋）

（環境基本計画）

第7条 市長は、豊かで快適な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ高山市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更についてもこれを準用する。

（高山市環境審議会）

第16条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、高山市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 基本計画に関し、第7条第2項に規定する事項を処理すること。
 - (2) 市長の諮問に応じ、環境に関する重要事項を調査審議すること。
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第17条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、生活、自然、社会及び地球環境問題に識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

（会長及び副会長）

第18条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。